



医療機関版

NEWS LETTER

2020年2月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿7-5-14井上ビル12号館301
TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

Topic

オンライン資格確認、スタートまで残り1年



令和3年3月から、オンラインによる健康保険証の資格確認が始まります。特定健診情報や薬剤情報も閲覧できるようになり、医療機関の受付、診療・服薬指導が大きく変わっていきます。今回は、同システムの概要をご案内します。

オンライン資格確認とは

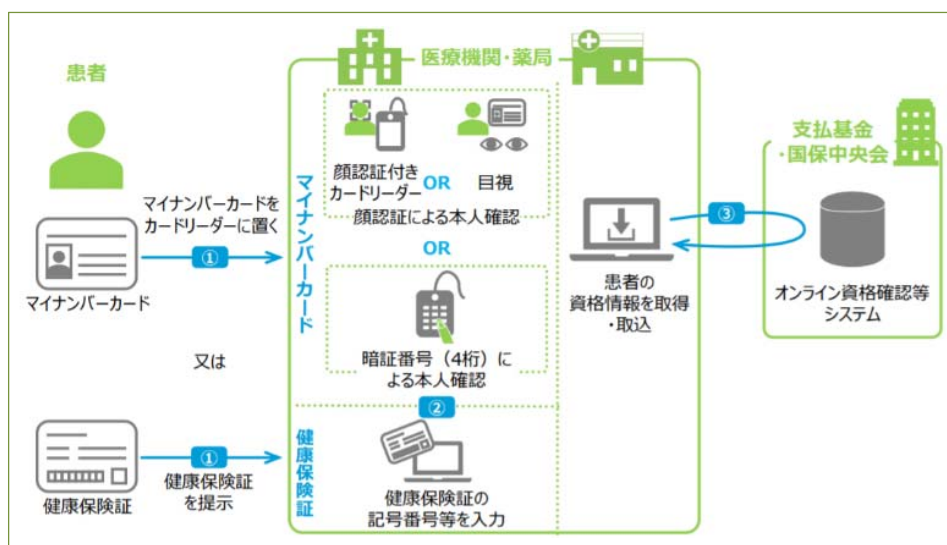
マイナンバーカードや健康保険証により、オンラインで資格情報を確認する仕組みです。導入は義務ではありませんが、受付や診療・調剤・服薬指導、診療報酬請求の効率化が見込まれています。

※マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用するため、医療機関が患者のマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うことはありません。

※支払基金・国保中央会から医療機関に資格情報等が提供されますが、支払基金・国保中央会が医療機関のレセプトコンピュータ等の診療情報等を閲覧・取得することはできません。

診療や服薬指導はどう変わる？

患者本人の同意のもと、薬剤情報や特定健診情報の閲覧ができるようになります。患者と医師・薬剤師の間で正確な情報が共有でき、業務の効率化、より適切な診療・投薬につながると期待されています。



今後のスケジュール

オンライン資格確認と特定健診情報の閲覧は令和3年3月から、薬剤情報の閲覧は令和3年10月から始まる予定です。

マイナンバーカードを取扱うためには、顔認証付きカードリーダー等を窓口に設置する等、システム改修が必要となります。導入には、補助金制度「医療情報化支援基金」もぜひご活用ください。

参考資料・図の出典元：厚生労働省「オンライン資格確認導入の手引き」<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000560983.pdf>

都道府県別の就業看護師数

1月号で全国の実態を紹介しました。ここでは、2019年9月に発表された資料※などから、都道府県別の就業看護師数や人口10万人対の就業看護師数をみていきます。

就業看護師数の状況

2018年の都道府県別の就業看護師数と人口10万人対の就業看護師数をまとめると、下表のとおりです。

全国の実業看護師数は120万人を超え、前回調査の2016年より6.0%増加しました。都道府県別では、東京都が10万人超で最も多く、大阪府、神奈川県、北海道、愛知県、福岡県、兵庫県、埼玉県が5万人を超えています。少ない地域をみると、鳥取県、山梨県、島根県、福井県、徳島県で1万人未満となりました。

増減率では、マイナスとなったところはなく、大阪府と茨城県で10%以上の増加になり、13府県が全国平均を上回りました。

人口10万人対の状況

人口10万人対の就業看護師数をみると、全国平均で963.8人となりました。2016年より6.4%の増加です。都道府県別では、高知県が1,511.0人で最も多くなりました。高知県を含め30道府県で1,000人を超えました。最も少なかったのは、埼玉県の693.6人でした。全国平均を下回ったのは13都府県で、関東地方や東海地方が多くなっています。

増減率では、実数と同様にマイナスとなったところはなく、大阪府と茨城県が10%以上の増加となりました。

貴院の所在地の状況はいかがでしょうか。

都道府県別就業看護師数と人口10万人対数（人、%）

	実数	増減率	人口10万対	増減率		実数	増減率	人口10万対	増減率
全国	1,218,606	6.0	963.8	6.4	三重県	16,931	7.8	945.3	8.8
北海道	64,456	4.6	1,219.4	5.9	滋賀県	14,106	5.7	999.0	5.7
青森県	13,048	2.0	1,033.1	4.4	京都府	28,238	6.0	1,089.8	6.5
岩手県	13,637	1.8	1,098.9	4.1	大阪府	83,016	13.0	942.0	13.3
宮城県	20,086	5.0	867.3	5.6	兵庫県	54,658	7.3	996.7	8.1
秋田県	11,311	3.6	1,153.0	6.6	奈良県	12,917	7.0	964.7	8.4
山形県	11,731	3.6	1,076.2	5.8	和歌山県	10,795	5.6	1,154.5	7.7
福島県	17,161	5.2	920.7	7.3	鳥取県	7,180	6.3	1,282.1	8.2
茨城県	22,024	10.4	765.5	11.4	島根県	8,769	5.2	1,289.6	6.8
栃木県	16,479	6.8	846.8	7.9	岡山県	23,523	4.3	1,239.4	5.2
群馬県	19,022	5.8	974.5	6.6	広島県	31,045	5.9	1,102.1	6.6
埼玉県	50,844	9.5	693.6	8.9	山口県	17,311	6.8	1,263.6	8.7
千葉県	45,202	7.6	722.7	7.3	徳島県	9,091	4.2	1,235.2	6.2
東京都	109,517	4.6	792.3	3.1	香川県	11,501	4.6	1,195.5	5.6
神奈川県	67,763	7.9	738.4	7.5	愛媛県	16,839	4.3	1,245.5	6.0
新潟県	22,702	3.5	1,010.8	5.3	高知県	10,668	5.0	1,511.0	7.2
富山県	12,717	3.6	1,211.1	4.7	福岡県	60,730	6.6	1,189.2	6.6
石川県	14,616	3.4	1,278.7	4.1	佐賀県	10,937	3.4	1,335.4	4.5
福井県	8,992	5.8	1,161.8	6.9	長崎県	17,691	2.3	1,319.2	4.3
山梨県	8,223	6.0	1,006.5	7.7	熊本県	23,012	4.2	1,309.7	5.2
長野県	22,349	4.1	1,083.3	5.3	大分県	14,600	3.6	1,276.2	5.0
岐阜県	16,950	0.5	848.8	1.8	宮崎県	14,033	4.0	1,298.1	5.5
静岡県	32,935	6.2	900.1	7.1	鹿児島県	22,504	4.9	1,394.3	6.3
愛知県	61,389	5.1	814.5	4.7	沖縄県	15,357	4.2	1,060.6	3.6

厚生労働省「衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況」より作成

※厚生労働省「平成30年衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況」

隔年調査で、就業医療関係者（免許を取得している者のうち就業している者）等について、就業地の都道府県知事に届出のあった数値等を取りまとめたものです。詳細は次のURLのページからご確認ください。<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/eisei/18/>

医療機関でみられる 人事労務Q&A



『身元保証書の効力と民法改正に伴う留意点』



当院では、採用時に「身元保証書」を提出してもらっていますが、具体的にどこまで効力があるのでしょうか。また、留意点があれば、その内容を教えてください。



身元保証契約とは、職員が医院に何らかの損害を与えた場合に、職員と身元保証人（以下「保証人」という）が連帯してその賠償を行うというものです。2020年4月より、保証に関して改正された民法が施行となり、2020年4月1日以降に身元保証契約が成立する身元保証書について、保証人が支払いの責任を負う金額の上限となる極度額（上限額）の記載がない場合、契約自体が無効となります。

詳細解説：

1. 身元保証書の効力

仮に職員が医院に大きな損害を与えたときに、職員から身元保証書の提出があったとしても、保証人保護を目的として、その責任範囲は法律で定められてい



ます。保証人の責任やその金額は、一切の事情を考慮して、裁判所が合理的な額を決定すべきとされており、実際に発生した損害が全額賠償されるとは限りません。

また、身元保証書に記載された内容の保証期間は、原則として3年となり、別途書面の中で期間を定めたとしても5年を超えることはできません。

2. 民法改正に伴う留意点

2020年4月から保証に関する民法の規定が大きく変わります。個人の保証人が、将来想定外の債務を負うことを防ぐため、保証人が支払いの責任を負う金額の上限となる「極度

額」を「〇〇円」と明瞭に定めなければ、身元保証契約は無効となります。

そのため、4月以降、身元保証書へ極度額を記載するときに、あまり高額な極度額を定めると、身元保証をしてくれる人が見つからないという事態になりかねません。身元保証書へ極度額を記載する場合、いくりに設定するかについて検討する必要があります。

3. 身元保証書を提出してもらう目的

身元保証書の提出は、法律で義務付けられたものではなく、今まで保証人へ賠償請求したことはないが、念のため提出させておくなど、制度や運用自体が形骸化しているケースも珍しくありません。身元保証書には、損害が起こったときの賠償という目的だけでなく、保証人に対して、職員が医院で働くことへの監督責任や、職員本人に対して、医院で働くという自覚を促す効力も見込まれます。

今回の民法改正を機会ととらえ、身元保証書の必要性や目的を改めて考え、極度額を記載するのか、あるいは身元保証制度自体の見直しを行うのかを含めて、幅広い議論を行うことが求められます。

事例で学ぶ 4コマ劇場 今月の接遇ワンポイント情報

『配慮のバロメーター』



ワンポイントアドバイス



接遇研修を行うための事前訪問で、事例のように、会計のスタッフが患者様一人ひとりに優しく声をかけている医院がありました。

その医院では、声をかけたスタッフが次の患者様の対応をしながら、出口にある傘立て付近まで視野を広げ、お帰りの患者様を気にかけているように見受けられました。

後でお聞きしたところ、この医院では、患者様の忘れ物が非常に少ないとのことでした。

実は、患者様の忘れ物は、スタッフの気配りにも関係しています。患者様をよく見て注意を払い、声かけを行う機会が多ければ、忘れ物の数は減っていきます。

逆に、目の前の業務に追われ、患者様への興味がなければ、声をかける機会が減り、忘れ物は多くなってしまいます。

皆様の医院ではどうでしょうか。

待合の椅子やキッズルームでの忘れ物確認は欠かせませんが、傘立てなども確認をしてみましょう。

誰も使っていない古い傘がいつまでも置いてあるならば、それはスタッフの配慮不足からきている現象なのかもしれません。

このような行為を通じて、患者様への配慮を振り返ることができるのではないのでしょうか。